

前橋剣友会剣道クラブ活動規約

1. 【目的】

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

2. 【名称】

当クラブは、「前橋剣友会剣道クラブ」と称する。

3. 【クラブ員】

- (1) 当クラブは、剣道競技を希望する、市内中学校 1 年生から中学校 3 年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。
- (2) 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による同意書並びに誓約書の提出をもって行う。
- (3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。

4. 【役員】

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

- ・ 代表者（1 名）・・・クラブを代表する責任者
- ・ 指導者（監督・コーチ）・・・技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う
- ・ 連絡責任者・・・クラブを監督する活動場所や大会などの連絡調整
- ・ 会計・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

5. 【総会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。毎年 5 月に総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・ 代表者、監督、コーチ等の役員の選任
- ・ 活動報告及び会計報告
- ・ 活動計画及び予算案
- ・ その他審議事項

6. 【活動場所】

当クラブの活動拠点は剣獅館道場（前橋市下小出町 1-25-16）とする。

7. 【活動日時】

- (1) 当クラブの活動は基本的に第二第四土曜日の 8 時 30 分から 11 時 30 分までの 3 時間とするが、施設や指導者の状況により日曜日の午前中に同様の活動を行う場合もある。
- (2) 警報発令時は原則行わない。

8. 【会費】

- (1) 当クラブの会費は、ひとり月 500 円とし、月初めの活動日に徴収する。
- (2) 大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

9. 【傷害保険】

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は別途徴収する。

10. 【研修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

11. 【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

【附 則】 本規約は、令和 7 年 2 月 1 日より施行する